SD08170 <2022年度版>合格ゾーン 憲法・刑法・供託法・司法書士法

ページ	該 当 箇 所	誤	正	更新年月
928	3-4(22-8) (ア) 解説 2~4行目	その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者でその処分を受けた日から3年を経過しないものは司法書士法人の社員になることができない(28 II ②)。	その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者でその処分を受けた日から3年 <u>(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあっては、当該業務の全部の停止の期間)</u> を経過しないものは司法書士法人の社員になることができない(28 II ②)。	22/3
772	5b-23(27-10) (エ) 解説 下から5行目	<u>(商登20 I)</u>	削除	21/11